

(令和2.4.8)

緊急事態宣言下での民事第21部の実施業務について（確定版）

第1 継続業務

- 1 職員の出勤管理
- 2 郵便物、宅配便の受付及び配布
- 3 提出書類の立件
- 4 電話等の問合せ対応

第2 継続業務以外に実施する業務

1 不動産関係

- (1) 執行停止、執行取消し
- (2) 強制競売の開始決定、差押登記
- (3) 期日の取消し等

ア 配当期日、弁済金交付日（既指定のもの）

※ ただし、4月20日以降のもの

イ 売却実施処分の取消し（差し当たり4月9日、4月23日及び5月21日開札分）

ウ 代金納付期限（4月16日期限、4月23日期限）の延期処分

※ ただし、納付を希望する者からの納付事務（移転登記嘱託を含む。）は取り扱う。

- (4) 特に緊急性が高い事案についての取下げ処理
- (5) 配当期日、弁済金交付日

4月13日～同月17日の既指定分を実施する。新たな期日等の指定は行わない。

- (6) 特に緊急性が高い引渡命令申立事件の処理

2 債権関係

- (1) 執行停止、執行取消し
- (2) 期日の取消し等

配当期日、弁済金交付日（下記(5)を除く。）

- (3) 養育費、婚姻費用等の扶養義務に係る事案、その他特に緊急性が高い事案についての債権差押命令の発令、第三債務者への送達
- (4) 特に緊急性が高い事案についての取下げ処理
- (5) 配当期日、弁済金交付日

4月9日～同月1・6日の既指定分を実施する。毎月配当を行う定期金（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係るもの）については、その後も実施し、期日指定も行う。その他の配当等の期日は、新たに指定しない。

3 財産開示、第三者からの情報取得関係

停止及び取消し（既定期日は取消済み）

4 霊が関の執行官室の業務

建物明渡断行、子の引渡し、保全執行、動産執行及び自動車の引渡し執行に関し、これらのうち特に緊急性が高い事案についての業務